



「不屈」No.563付録
新潟県版 No.301

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟
新潟県本部

〒950-3126 新潟市
北区松浜3-15-13
伊藤 恭子気付

TEL・FAX 025-258-3685



「戦争法」19街宣=2021年5月19日、新潟市中央区古町

主な記事

- 新潟市古町で怒りの19行動 「戦争法」廃止を 1
- 偏った政治変え、総選挙に勝利し、野党連合政権樹立をめざそう 2~5
- 治安維持法犠牲者へ国家賠償法制定し賠償を、意見書提出の請願 6
- 治維法国賠同盟 新潟県本部の35年のあゆみ(13) 相沢 寛 7~8
- 宗教界の戦争責任 - 真言宗を中心に - (七九) 田邊 堯正 9~10

怒りの19行動 新潟市中央区の古町で

40人参加 「戦争法」廃止を

5月19日、新潟市古町で「安保関連法」いわゆる「戦争法」の廃止を訴える怒りの19行動が、市民団体「9条改憲NO!全国市民アクション@新潟」主催で行われ、約40人が、参加しました。

マイクを握った日本国民救援会新潟県本部の星野光弘会長は、「政府はいま、コロナ禍の下、病床を増やさなければならぬ。時に、病床削減や公立病院の統廃合、高齢者医療費の窓口負担の2倍化を押しすすめている。また、台湾問題などで中国の脅威が増しているとして、アメリカ軍と自衛隊の合同演習を巨額の税金を使って、新潟県の関山演習場(昨年の12月、アメリカの海兵隊員500人、自衛隊新発田部隊500人が1週間実施)や静岡県の東富士

演習場で行い続けている。これらは「戦争法」(安保関連法)の具体化だ。「戦争法」を廃止しよう。コロナ禍が収束するどころか高止まりの状況の下、オリンピックは中止すべきだ。ところが何が何でもやろうとしている。こんな菅政権は、政権の座から去らせなければならない。幸い10月までには、総選挙で衆議院選挙があるので、野党はしっかりと共闘を行い、自公勢力を少数に追い込み、野党連合政権を作ろう」と訴え、県平和運動センターの吉田裕史副議長は、「ワクチン接種の遅れは政権への不信感につながっている。いまやるべきことは、コロナ対策で改憲発議の入口となる国民投票法の議論ではないし、改憲議論でもない」と訴えました。

国賠署名増・会員増に励みつつ 総選挙に勝利し、 野党連合政権を樹立しよう

2021年6月7日
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟新潟県本部 県理事会

【1】5月の行事・活動の報告・総括

- ① 5月1日(土) 9時30分〜10時15分メーデー 於：新潟市中央区万代アラス 全体では150名、同盟は5名参加し、国賠署名にも取組み約60筆集めた。
- ② 5月3日(月・祝) 12時〜13時 市民とオール野党のスタンディング 於：新潟市のメディアシップ前 全体では150名、同盟は5名参加した。
- ③ 5月5日(水) 12時〜12時30分 緊急に国民投票法反対スタンディング、主催は市民アクション 於：新潟市駅前 全体で約30人、同盟は2人参加
- ④ 5月6日(木) 12時15分〜13時 県原水協 街宣 於：新潟市中央区古町
- ⑤ 5月6日(木) 13時30分〜15時 同盟県理事会 於：クロスパル新潟304号室 7人参加
- ⑥ 5月7日(金) 14時〜国賠署名総じ込み発送作業 於：CPC会館3階 3人参加 二つの支部から署名届かず、中央へは発送できなかった。
- ⑦ 5月9日(月) 二つの支部から国賠署名が届き、これまで集まった全てを中央本部へ発送した。その数は個人署名2、625筆、団体署名44筆だった。
- ⑧ 5月13日(木) 14時〜市民アクション運営委員会 於：新潟市のカメラア3階 9人参加。
- ⑨ 5月17日(月) 13時30分〜同盟犠牲者名簿検討委員会 於：CPC会館 3階大会議室 6名参加
- ⑩ 5月19日(水) 12時15分〜13時 市民アクション怒りの19行動・街宣 於：新潟市古町 40人ほど参加。怒りの19行動は県内の各地でも全国でも行われている。
- ⑪ 5月19日(水) 14時 県憲

2021年 5月末の到達

| 支部 | 会員人数 | 5月の会員増 | 5月の会員減 | 誌友人数 | 国賠署名数 | | | | 改憲NO! 3000万人署名数 | 2020年度 会費納入人数 | 年末カンパ以外の カンパなど | | |
|-----|------|--------|--------|-------|--------|-------|-------------|----|--------------------|------------------|-------------------|-------------|----|
| | | | | | 数会への提出 | | 今年5月9日までの署名 | | | | | 今年5月9日以後の署名 | |
| | | | | | 個人 | 団体 | 個人 | 団体 | | | | 個人 | 団体 |
| 新潟 | 110 | | 3 | 1,567 | 11 | 1,017 | 10 | 37 | 2,411 | 108 | | | |
| 長岡 | 34 | | | 1,440 | 10 | 1,177 | 12 | | | 34 | | | |
| 上越 | 9 | | | 64 | | 10 | | | 530 | 9 | | | |
| 阿賀野 | 9 | | | 275 | | 42 | | 8 | | 9 | | | |
| 新発田 | 8 | | | 25 | | 0 | | | | 6 | | | |
| 五泉 | 5 | | | 11 | | 10 | | | | 5 | | | |
| 黒埼 | 7 | | 1 | 20 | 5 | 25 | 15 | | 110 | 7 | | | |
| 豊栄 | 8 | | | 32 | | 9 | 1 | | | 8 | | | |
| 新津 | 13 | | 1 | 51 | | 7 | 1 | | 500 | 9 | | | |
| 三条 | 10 | | | 50 | 2 | 59 | 3 | | 100 | 9 | | | |
| 小千谷 | 10 | | | 225 | 2 | 223 | 2 | | 205 | 5,110 | | | |
| 柏崎 | 4 | | | 11 | | | | | | 4 | | | |
| 魚沼 | 12 | | | 224 | | 78 | | | 280 | 12 | | | |
| 佐渡 | 4 | | | | | 50 | | | | 4 | | | |
| 点在 | 8 | | | | | | | | | 8 | | | |
| 県本部 | | | | | | 1,086 | 32 | | 50 | | | | |
| 県合計 | 251 | | 5 | 5,081 | 62 | 2,625 | 44 | 45 | 5,329 | 242 | | | |

法センター幹事会 於：新潟市のカメラア3階 9人参加。

⑫ 5月20日(木) 10時〜11時30分 同盟新潟支部理事会 於：新潟市東区 渋谷・五十嵐事務所 11人参加。6月は同事務所近辺の国賠署名に廻ることが決定した。「再び戦争と暗黒政治を許すな」(同盟中央編纂)をテキストに2回目の学習をした。



伊藤千代子役の俳優 井上百合子

⑬ 5月25日(火) 10時〜同盟三役会議 於：CPC会館

⑭ 5月28日(金) 13時30分〜ピースフェスタ実行委員会 於：万代市民会館 307、308号室

⑮ 5月9日以後に集まった国賠署名数は、51筆(新潟37筆、阿賀野8筆、五泉6筆)。5月の会員拡大は0であった。

⑯ 長岡支部長・樋口虎司氏が病気で入院、当分、活動復帰は困難?支部の会員状況を知っている人は同氏以外いない。支部活動できる体制の構築が緊急に求められる。5月は「不屈」を県本部が一人ひとりの会員に郵送した。

⑰ 映画「伊藤千代子の生涯」の振込を5月10日行った。6月4日、同氏は債権らしいものが届いたと言っておられる。

⑱ 映画「伊藤千代子の生涯」新潟県サポーターの会への入金状況は、2021年6月6日、現在、合計151,000円である。同映画の出演俳優も決まった。

都道府県別 直近1週間の人口10万人あたりの感染者数

| | |
|----------|---------|
| 1. 沖縄県 | 115.97人 |
| 2. 北海道 | 36.51人 |
| 3. 愛知県 | 24.02人 |
| 4. 東京都 | 22.14人 |
| 5. 高知県 | 21.35人 |
| 6. 岐阜県 | 19.53人 |
| 7. 滋賀県 | 17.26人 |
| 8. 神奈川県 | 15.46人 |
| 9. 広島県 | 15.26人 |
| 10. 大阪府 | 14.73人 |
| 11. 山梨県 | 13.30人 |
| 12. 静岡県 | 13.07人 |
| 13. 京都府 | 12.58人 |
| 14. 鹿児島県 | 12.30人 |
| 15. 千葉県 | 11.36人 |
| 16. 埼玉県 | 10.59人 |
| 17. 兵庫県 | 10.45人 |
| 18. 奈良県 | 10.38人 |
| 19. 石川県 | 9.75人 |
| 20. 岡山県 | 9.10人 |
| 21. 三重県 | 9.04人 |
| 22. 栃木県 | 8.89人 |
| 23. 大分県 | 8.72人 |
| 24. 長崎県 | 7.76人 |
| 25. 静岡県 | 7.74人 |
| 26. 熊本県 | 7.32人 |
| 27. 茨城県 | 7.03人 |
| 28. 山口県 | 6.55人 |
| 29. 群馬県 | 6.13人 |
| 30. 青森県 | 6.02人 |
| 31. 富山県 | 5.65人 |
| 32. 宮城県 | 5.38人 |
| 33. 岩手県 | 5.13人 |
| 34. 新潟県 | 4.95人 |
| 35. 長野県 | 4.69人 |
| 36. 香川県 | 4.29人 |
| 37. 佐賀県 | 4.17人 |
| 38. 福島県 | 3.95人 |
| 39. 山形県 | 3.90人 |
| 40. 和歌山県 | 2.49人 |
| 41. 福井県 | 2.08人 |
| 42. 宮崎県 | 1.77人 |
| 43. 愛媛県 | 1.49人 |
| 44. 島根県 | 1.48人 |
| 45. 徳島県 | 0.82人 |
| 46. 秋田県 | 0.52人 |
| 47. 鳥取県 | 0.18人 |

NHKまとめ 6月5日までの情報を表示
総務省人口推計2019年10月1日現在 をもとに算出

① 6月6日現在、新型コロナウイルス感染症収束を目指して、10都道府県(東京、大阪、京都、神奈川、千葉、埼玉、北海道、愛知、兵庫、沖縄)に緊急事態宣言が発令されているが、都道府県の人口10万人当たりの直近1週間(5月30日〜6月5日)の感染者数は、左表のようである。幸い新潟県は少ない方から14番目である。

② 国内の新型コロナウイルス感

主役の伊藤千代子役は、井上百合子(写真)、東京女子大学学長役は竹下景子と決まった。

【2】情勢分析 遠山武

感染症の第4波が収束の目途も立たない中、政府はオリンピックを予定通り8月から行う予定で、全国の自治体に7月末まで高齢者のワクチン接種を終わらせるよう電話を頻繁にかけている。仕方なく、「ハイ、その要望を満たすよう頑張ります」との回答を各自自治体は回答していることだが、ホンネはとも間に合わない自治体関係者は漏らしているとのこと(5月23日付しんぶん赤旗日曜版)。新潟市在住82歳の方もインターネットで何回か申し込んでいたが、申し込んだ途端、満杯となり、予約はとれないとのこと。

ワクチン接種を行う側の医師(千葉県の野義一医師)は、「ワクチン供給の見通しはついていないのに、接種予約を受け付けている」状況と嘆く(同じくさん)。

人口1000人当たりのワクチン接種回数は、日本は世界の中で128番目である(同じくさん)。
都内の子どもを81万人と教員770人を五輪観戦に動員する計画もある。五輪に看護師500人、スポーツドクター200人を出せと政府は言うが、そんな体制ができるなら、なぜ政府は今、早くワクチン接種を国民にやらないのか、東京五輪を予定通り開催したいばかりに無理に無理を重ねている。五輪中止の声を上げよう。そして、こんな自民党は政権の座から去らせよう。近づく総選挙で野党連合政権を樹立しよう。そのため力を尽そう。

③ 憲法改訂の手続きを定めた国民投票法の改正案が、5月6日、衆議院憲法審査会で、立憲民主党が求めていた国民投票の広告規制などについて修正を行った

うえて、自民・公明両党や立憲民主党などの賛成多数で可決された。

しかし、憲法改訂の提案を具体的に言うことができないようになったわけではない。改訂の手続きの入口にたつただけである。コロナ禍の下、国民の中には鬱屈した気分から、「憲法に欠陥があるからウィルスを収束させることができないのだ」などの暴論も出てきているが、今の憲法は「文化的な最低限度の生活を保障」しているのに、政府はそれを守らず、軍事費を年々増額し、米国兵器の爆買いに奔っている。今の憲法が悪いからではなく、政府の政策が悪いのだ。今の憲法をしっかりと守って行く。

④ 6月1日、戦前の治安維持法
憲法改訂の国民投票を行うとしても、今のままでは到底容認できない。最低投票率の規定もない。いくら投票率が低くても多い方に決定するしくみである。また、宣伝にはCM規制がなく、金持ちはいくらでも金をかけて宣伝できるようになっている。

のような「土地利用規制法案」が衆院本会議で可決され、与党は今国会に成立を狙っている。同法案は、基地などの「機能阻害」のおそれがあれば、私有財産であるのに基地などの周囲1km以内の土地利用の中止を命じ、応じなければ刑事罰を科すというもので、例えば、基地の近くの土地で基地の写真が撮れば、テロなどに利用されかねないとして、基地の写真撮影を行っただけで刑事罰を科されることもあるだろう。これでは住民がお互いに監視し合うということも起きえないとは言えない。「機能阻害」の判断は、警察・政府当局に任せられているので、いくらでも処罰の対象は拡大され得る。沖縄では政府が無理やりすすめている辺野古基地建設に対し、地元住民の反対運動が続いているが、もしもこの法案が成立すれば、このような運動にも刑事罰が科されるだろう。

管施設収容中にスリランカ人女性のウイシユマ・サンダマリさん(当時33歳)が死亡した問題の真相究明を求めて採決に反対したこと配慮して、今国会での成立を断念した。会期末に継続審議の手続きが取られる見通しだが、10月に衆議院議員の任期満了を迎えるため事実上の廃案となる。
入管施設での外国人死亡者は、2007年以降13人、いずれの方も青年か壮年の働き盛りの方々である。このような痛ましい事件が起きるのは、企業が偽って研修などの理由で外国人を安く働かせることができ、不要になれば「ポイ捨て」ができるような法体系があるのではないか。
私たちは日本人の人も他国人の人も人権もしっかりと守るために活動して行く。

は「慰謝料60万円を払え」という大桃議員の訴えを棄却した(2021年2月 日)。大桃議員は上告を断念しているとのこと。

① 6月4日(金) 13時30分
市民アクション運営委員会
於：カメラア 3階

② 6月7日(月) 13時30分
15時 同盟県理事会 於：
クロスパル新潟304号室

③ 6月7日(月) 18時〜総がかり実行委員会 於：万代市民会館

④ 6月9日(水) 12時15分
13時 県原水協 6・9行動 於：古町

⑤ 「治安維持法犠牲者へ国家賠償を」の意見書を新潟市議会に提出し、3月17日、伊藤恭子会長が同市議会では継続審査となっていた。この「意見書」を市議会に提出しなかったことにして「取り下げ」れば、「大型市町村合併前に、同盟県本部が

同様な意見書を同市議会に提出し、同市議会は可決し、国に意見書を提出した。「事実に残り、前に採択したことが生きる」とのこと。そこで5月に、「取り下げ」の文書を市議会に提出した。これへの市議会の回答が6月1日、同市議会の報告であるはずとのこと(紹介議員・五十嵐完二市議の話)。

⑥ 6月12日(土) 憲法9条を守る阿賀野の会 スタンディング 於：阿賀野市 このような取組みは全県的に行われている。

⑦ 6月14日(月) 12時15分
13時 県憲法センター 怒りの19行動 於：古町

⑧ 6月14日(月) 14時〜憲法センター幹事会 於：カメラア3階

⑨ 6月17日(木) 10時〜11時30分 同盟新潟支部理事會及び国賠署名行動 於：新潟市東区 渋谷・五十嵐事務所

⑩ 6月19日(土) 12時〜県原水協 平和集会 於：新潟市役所前

⑪ 6月19日(土) 原発ゼロ阿賀野の会 スタンディング 於：阿賀野市

⑫ 6月19日(土) 怒りの19

行動街宣 於：小千谷市

⑬ 6月22日(火) 10時〜同盟三役会於：C.P.会館

⑭ 6月26日(土) 憲法9条を守る阿賀野の会 スタンディング 於：阿賀野市

① 【4】7月以降の行事・活動計画
7月の県理事会 7月5日(月) 13時30分 於：クロスパルにいがた 304号室

② 県本部大会の開催 日時 場所 内容：未定。コロナ収束を見きわめて決定予定。

③ 「3・15、4・16事件を語り継ぐ集い」に代る催事としての映画「伊藤千代子の生涯」にかかわる催事開催：日時など未定。コロナ収束を見きわめて決定予定。

【5】6月の拡大目標

① 会員 10人

② 国賠署名 300筆

③ 会員・署名拡大の集中行動日 6月17日(木) 12時〜20時(日)

以上

治安維持法と現代 2021春季号

定価 1000円

治安維持法と現代 2020 秋季号

定価 1000円

治安維持法と現代2020 春季号

定価 1000円

治安維持法と現代 2019 春季号

定価 1000円

治安維持法と現代 2019 秋季号

定価 1000円

抵抗の群 第1集、第2集、第3集

各集ともに 定価 1500円

第1集〜第3集 一括購入の場合 4,000円

2021年3月17日

新潟市議会議員 佐藤 豊美 様

〒 950-3126 新潟市北区松浜3-15-13
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟
新潟県本部 会長 伊藤 恭子

治安維持法犠牲者国家法(仮称)の制定を求め 政府に対して意見書提出をお願いする請願

この度は、請願の趣旨説明の機会をもうけて下さり、ありがとうございました。
私は、治安維持法国家賠償要求同盟新潟県本部会長の伊藤恭子です。
ご承知のように戦前、天皇制政治のもとで、主権在民をとらえ、侵略戦争に反対した人々が弾圧され、国民は一切ものが言えなくなり、多くの国民が犠牲になりました。

治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に、逮捕者数十万人、送検された人は75,681人、虐殺された人90人、拷問、虐待などによって獄死させられた人1,600人余り、実刑を受けられた人5,162人にのぼっています。
新潟県関係でも数百人が検挙されました。新潟市の佐藤和藤治氏は、獄死させられました。高田カトリック教会の神父・信者(母娘を含めて)8人も検挙されました。創価教育学会の牧口氏と幹部多数も検挙されました。長岡市の江口マサさんは、政府の政策に懐疑的意見を掲載した雑誌を売っていただけで、生後6ヶ月の赤ちゃんと共に刑務所に入れられました。

戦後、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、治安維持法は、政治的自由に対する弾圧を合法化する人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者に対して、政府は謝罪も賠償もしていません。
世界の国々では、国の政策に反対したことで、国から迫害・弾圧され人々に、国として謝罪と賠償を行っています。ドイツでは連邦補償法で、ナチスの犠牲者に謝罪し賠償しています。イタリアでも、国家賠償法で「反ファシスト政治犯」に終身年金を支給しています。アメリカやカナダでも、第二次世界大戦中に強制収容した日系市民に対し、1988年に市民的自由法を制定し約2万ドルないし2万1千ドル(約250万円)を支払い、大統領や政府が謝罪しています。

日本弁護士連合会主催の人権擁護大会(1993年10月)は、「治安維持法犠牲者は日本の軍国主義に抗し、戦争に反対した者として…その行為は高く評価されなければならない」と決議しております。
私たちはこれまで、政令市札幌市議会をはじめ、2016年5月現在、全国の地方自治体のうち、404を超える市町村で「国家賠償法制定を求める意見書(仮称)」を総理大臣、衆議院議長、参議院議長宛てに届らせております。

大型合併前の新潟市議会では、意見書が採択されておりますが、政令市になって改めて、基本的人権、人道の問題として、思想、信条、党派の違いを超えて、再び意見書を採択して下さいよう請願致します。
私たち、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟新潟県本部は、「再び戦争と暗黒政治を許さない」立場から日本国憲法第16条の規定に則り、国が新たに「治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)」を制定し、犠牲者に1日も早く謝罪と賠償を行うよう要請しております。
つきましては貴市議会が私たちの政府への要請に対して、ご理解いただき、地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して別紙のような意見書を提出して下さいよう請願致します。

上記の請願は、継続審査となりました。しかし、意見陳述したことは、治安維持法同盟の存在もアピールできました。この請願を取り下げることにより、大型市町村合併前の採択が生きることになりましたので、この請願を5月に取り下げました(2021年6月8日伊藤恭子会長記)。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

新潟県本部の35年のあゆみ

(13)

相沢 寛

(前号の続き)

「会」の組織と活動

「会」の組織と活動のありかた、進め方については、「会」結成後、会員の話し合いで、具体化していきますが、「会」の具体的なイメージを持ってもらうために私たちがいま考えていることを提示します。当然、今後会員みなさんの発議で内容の変更、充実があります。

1、「会」の位置づけ

1、研究対象年代を江戸時代・幕末から今日までとします。
2、「会」の最終目標は、「新潟県社会運動史」の編さんにあるが、長年にわたる事業であるので、調査・研究活動、顕彰・伝承活動などを総合的に推進する市民運動として位置づけます。

2、「会」の組織と運営

1、「会」には、「会」の目的とする研究活動に関心を持つすべての研究者、関心を持つ人も会員として結集します。

3、「会」の活動

1、「新潟県社会運動史」に関するすべての出版物、資料を収集し、研究します。
2、県内の各地域の住民の闘いと抵抗の歴史を掘り起し、顕彰し、伝承する活動を奨励し、全県的に交流します。
3、自分史を書くことを大いに奨励します。
4、「史跡巡りツアー」なども研究活動の一環に位置づけます。
5、優れた個々の調査・研究成果は、冊子、単行本として出版します。
6、必要によっては「調査・研究発表会」なども設けます。

7、「会報」を発行して、会員の調査・研究活動の交流の場とします。

8、「会」の活動費は、基本的な事業収入で賄うこととします。多くみなさんの入会を心からお待ちしております。

以上のように、「新潟県社会運動史研究会」の位置づけは、「最終目標は、『新潟県社会運動史』の編さんにありますが、長年にわたる事業であるので、調査・研究活動と顕彰・伝承活動などを総合的に推進する市民運動として位置づけ」ということにあります。

これまで同盟県本部が取り組んできた「3・15事件記念集会」や「史跡巡りツアー」、「新潟県治安維持法犠牲者名簿」の作成などの活動を通じて痛感したことは、県内のどの地域にも先人の闘いと抵抗の歴史があること、しかし、

その顕彰や伝承の活動はごく一部にとどまっています。多くが忘れ去られようとしていることでした。
県内には、生涯をかけて郷土史資料収集や研究を続けてこられた郷土史研究者がたくさん居られ、多くの文献も発行されてきました。そうした個人の功績の伝承・普及活動はごく一部に止まっています。いつの間にか、熱心な郷土史研究者も姿を消し、後継者もいないという事態に直面しています。こういう状態を放置したのでは、今後苦労して「新潟県社会運動史」を編纂できたとしてもこれまでと同じ運命をたどることになります。

この状態を打開するためには、専門的な郷土史研究とその顕彰・伝承活動とを結合した市民運動を起す、それが「新潟県社会運動史研究会」の仕事になります。県本部の活動を通じて明らかのように、地域の先人の闘いや抵抗の歴史には、多くの市民が関心を寄せています。全県各地で同盟会員や「研究会」会員が中核となって、郷土の先人の歴史を掘り起し、顕彰・伝承活動が年中行事としてくり広げられたら、県内の景色は大きく変わるだろうと思えます。その活動の広がりを一時的なものに終わらせず、名前に拘らず「郷土史研究会」的な恒常的なものを市民運動化することができないか、同盟運動とこの市民運動が二人三

脚で進められれば同盟運動の広がりにも連動することになる、という遠大な構想でした。
2018年4月には、会員間の活動交流誌として「新潟県社会運動史研究会準備会」として「研究会情報」創刊号が発行されました。目次には、①「研究会情報」創刊にあたって、②「新潟県社会運動史関連資料・文献一覽」、③「新潟県社会運動史研究会」の創立に当たり、多くのみなさんの入会をよびかけます、④25年ぶりに復活した新潟県解放運動戦士追悼会、⑤治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟新潟県本部の県内の先人の闘いの顕彰活動についてです。

こうした活動に打ち込む直後に、この運動の中心だった同盟県本部会長・相沢寛が突然、心臓病を発症して、すべての活動が中断されてしまいました。

自分が病気で倒れるなど夢想だにしなかったときでしたから、これからの余生はここにかけよう位な意気込みでした。今から考えると「若気の至り」で大風呂敷を広げてしまったなあと悔やまれますが、しかしここに提起された問題認識は、いまま変わらず持ち続けています。後続のみなさんにこの事業をぜひ引き継いでいただ

るよう切に願っています。

七、おわりにあたって

「同盟県本部35年のあゆみ」をなんとか書き上げることができました。これで2017年6月の第35回新潟県本部大会での私への宿題だった「新潟県治安維持法犠牲者名簿」とともに、やり果せてほっとしております。皆さんには長い間お付き合いいただき、感謝します。

私が、この作業をやり果せたのも、顧問の佐藤良夫さん、藤田正さん、の両人が、この作業に不可欠な過去の「不屈」新潟県版を揃えるための収集作業に大変なご苦労をされたおかげだと思っております。そういう意味では、3人による共同作業だったといえます。

同盟県本部の35年を改めて振り返ってみて痛感されたことは、次のような同盟に課せられた重要な歴史的任務についてでした。

1つは、侵略戦争と植民地支配、広島・長崎の原爆被害、全国各地の空襲被害、沖縄戦などと合わせ、戦争反対に命をかけて闘った人たちへの容赦ない弾圧という日本の過去の罪状を正面から告発し、国に謝罪と賠償を求めて闘う全国的な組織は、同盟をおいて外にないということでした。
2つは、日本の過去の侵略戦争

を「自存自衛」「アジア解放」の戦争と美化し、南京大虐殺、日本軍「慰安婦」問題の歴史的事実も否定し、「治安維持法弾圧も適法だった」とする歴史修正主義集団（靖国派、日本会議）が、日本政府全体を支配するに至っています。こうした誤った歴史認識の流れに対して、全国各地で草の根的な活動で正面から立ち向かっていくのも、同盟をおいて外にないということでした。

3つは、いまでは戦争被害者、弾圧犠牲者のほとんどが他界されている状況のなか、そうした過去の歴史的体験を、掘り起し、記録し、後世に伝承し、顕彰していく活動が、ますます同盟の肩にかかってきていることです。

熱心な郷土史研究家のほとんどが姿を消しつつあるなかで、その分野も同盟が担うべきものになってきています。

同盟県本部の35年のあゆみは、以上のような同盟の果たすべき歴史的任務を、不十分ながら果たしてきたのではないかと思います。

「戦争する国づくり」と治安維持法の現代版「特定秘密保護法」「共謀罪法」が強行され、実施段階に進みつつあるいま、「ふたたび戦争と暗黒政治を許すな」のスローガンをますます高く掲げて、野党共闘の前進、野党連合政権実

現をめざし、大きな隊伍を組み、意気高く突き進むようではありませんか。

いま私たちの前には、「日本学術会議」の任命拒否問題が直面しています。菅政権のねらいは、「戦争する国づくり」に邪魔になるものを排除しようとするもので、ファッショ的で歴史に逆行する暴挙です。しかもその手始めにすぎません。「学術会議」への攻撃は「敵基地攻撃能力」の保有の動きと連動しています。

私たちはいま、かみしめなくてはならないドイツのルター派教会牧師、マルティン・ニーメラー（1892〜1984）が残した有名な次の言葉（詩）があります。「ナチスが最初に共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった。私は共産主義者ではなかったからである。

社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった。私は労働組合員でなかったから。そして、彼らが私を攻撃したとき、私のために声をあげる者は、誰一人残っていないかった。」

(三)

宗教界の戦争責任

「真言宗を中心に」(七九)

田邊 堯正

〔附論注〕③

☆「日の丸」・「君が代」強制と社会科学解体・戦後社会科学教育体験記

E、(倫理・社会) (政治・経済) その二

(第四次改訂学習指導要領) の時期

オ、杉本判決と全民研結成 (口) 教員のアカデミック・フリーダム

「ドライヤー報告」(つづき)

被解雇者を組合の役員にして、いることを理由に、当局から団体交渉を拒否された動労と全通は、公労法四条三項(公共企業体等の職員でなければその公共企業体等の職員の組合の組合員又はその役員となることのできない)はILO 87号条約(結社の自由及び団結権の保護に関する条約・1950年効力発生)・同9

8号条約(団結権及び団体交渉権)についての原則の適用に関する条約・1951年効力発生・54年日本について効力発生)に違反するとして、58年4月と9月にそれぞれILOに提訴したが、その後、国労、日教組、自治労等日本の官公労の主要な組合は、争議権の剥奪・不当労働行為・救済措置の不完全等を理由としてILOに相次いで申立てをしてきた。これら一連の申立ては一七九号事件として結社の自由委員会が審議されてきたが、同委員会は58年4月から63年12月までに理事会对し15の報告書を提出した。日本政府は64年4月、この申立事件をILOの実情調査・調停委員会に付託することを承諾した。この承諾に基づき、エリック・ドラ

イヤー(前デンマーク社会省事務次官・前全国幹旋委員会委員長)を長として、デビッド・コール(前アメリカ合衆国幹旋調停局長)、アーサー・チンダル卿(前ニュージールランド仲裁裁判所判事)を委員とする調査団が構成され、ジュネーブで証人喚問をしたほか、65年1月10日から2月6日まで来日し、実情調査を行った。そして、その報告書が65年7月16日付で公表された。これが『ドライヤー報告』(日本における公共部門に雇用される者に関する結社の自由実情調査調停委員会報告)と呼ばれるもので、全文六部・四十七章・二二五三項よりなる膨大な内容のものである。日本語訳は『ドライヤー報告』(1966年5月・労働旬報社、全文584頁)で読むことができる。

日本政府はこのドライヤー報告が発表される前、6月14日87号条約の批准書を寄託し、その一年後、日本に関して発効するに至る。しかし、それは非を認めて素直に反省したからではない。

それに先立って日本政府(第一次佐藤内閣)は関係国内法を改悪した。すなわち、同年4月15日、自民党は衆議院ILO特別委員会、87号条約承認・関係国内4法案を一括強行採決した。当然のことながら野党は採決の無効を主張した。4月21日、議長幹旋により自民・社会・民社共同修正案が衆院本会議で可決され5月17日には参院本会議でも可決されたのである。『ドライヤー報告』の事実認定と勧告の要約は三二四八項(一〜六七)に記載されている。ストライキ権についてはその一八で次のように記されている。

「本委員会は、ストライキ権が日本において引続き基本的な意見の相違のある問題であることに注目する。本委員会は、無制限なストライキ権の回復も、ストライキ権の絶対的な禁止の維持も、いずれも非現実的であって、合理的な妥協が必要であると信ずる。」
ストライキ権については、以下二四まで記されているが、どっちもどっち式の内容であ

る。弁護士の大野正男氏は『全通中郵事件』（『戦後政治裁判史録③』1980年10月・第一法規出版）の中で「ドライヤー委員会は、申立組合などが政治的ストライキを行ったことを批判する反面、日本の官公労働法制について全面一律に争議行為を禁止していることを批判して、それを公共の困難を惹起するような真に不可欠の業務に限られるべきこと、その場合にも十分に機能する代償措置を設けるべきこと、もう少し人間味のある法の運用をはかるべきことを勧告したのである」（同書P179）と記し、きびしい批判はしていない。

〔沼田教授の講演〕

当時、新潟高教組は日高組に加盟しており、その左派、いわゆる「一橋派」に属していた。日高組はもともと第二組合的なものとして発足したから、労働組合として階級性を高めていく必要があった。そのため、たびたび学習会が行われていたので手許に何か資料が残っていないかと、本棚を探していたところ、『理論

と実践の統一を、日高教大学習討論集会記録』というパンフレット（全135頁）が見つかった。これは1967年9月9日から三日間、東京の山楽ホテルで行われた日高教大学習討論集会における二つの講演、すなわち法政大学助教授高木督夫先生と都立大学教授沼田稲次郎先生の講演を中心にまとめたものである。筆者は参加したわけではないが、組合員に普及すめのために発行されたものであり、沼田教授の演題は『公務員労働者の実力行使とスト権奪還の闘い』であった。全文を読み通してみると学者らしい格調高い内容で今でも教訓とすべきことがいろいろ述べられている。全体を要約するのはむずかしい。ILO87号条約批准問題やドライヤー報告についてかなりつつこんで批判をされているので、関係する部分を中心にひろいあげてみる。

（一）はじめに、教員も労働者の立場にたちきること

○今は、教員も労働者の立場にたちきること、そのことがすでに一つの歴史的な課

題なのです。

たとえば、私が真理性の問題として話していることでも、しばしば党派性の問題として受けとられている場合がある。国公共闘かなにかの講演で、管理職の問題などで皆さん一生懸命闘っていらつしやって、大変苦労様だけれども、ILO条約87号批准闘争というのは、だいたい四十八国会（64・12・21〜65・6・1、引用者注）で勝負はついている。遡れば倉石修正案で勝負はついている。公務員制度審議会なんというのは、茶番劇を演じたみたいなものだ。こう言ったのです。そうしたら、あんなことまで言うというのは、あれは左やねと言っている人がいたらしいのです。ぼくは真理の問題で話しているのであって、党派論で話したことはない。

四十八国会で議長幹旋案で社会党も自由党も手をうちやつたでしよう。それと、国会できまらないものを審議会へ下す。しかも原案が

できて、施行段階でそんなものをやっているのは、立憲操作からみたら茶番劇とでもいう外はないでしょう。なるほど、公審にも労働組合の代表が出て、そこで大いに奮闘努力をされたけれども、結果はわかっておつたね、ということですよ。政府側としても押しつけにくいし、社会党もすぐには認めなかつた法律だが、議会は通れていて、そのあとである程度演出をやつて形をととのえた。政治的效果としては革新側がいかにも闘つた形もでたし、公務員制度審議会という三者構成の「公正」な機関を通したという形態もとのえた。政治的にはみごとに整えられて進められた。そして末端において闘っている人だけが管理職の範囲だとか、職場活動の権利をめぐって、制裁を覚悟で闘っていると

（以下次号）